

■指定管理者が申請する場合

2022/5/30

地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合、充電設備設置完了後から保有義務期間(5年)以上の委託契約期間である必要があります。申請者は、地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに、オンライン申請システムの「実施状況等報告」にてデータを入力およびアップロードが必要です。

○○市○○施設指定管理者基本協定書

○○市(以下「甲」という。)と××株式会社(以下「乙」という。)とは、○○施設の管理及び運営について以下の通り合意したので、○○市の指定管理者の手続等に関する条例(平成○○年条例第○号。以下「条例」という。)第○条の規定に基づき基本協定を締結する。

④ 施設名称:○○施設

(目的)
第1条 _____

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)
第2条 _____

(協定期間)⑤
第3条 この基本協定の協定期間は、指定期間と同一であり、○○年○月○日から○○年○月○日までとする。

③ 令和○年○月○日

① 甲 ○○県○○市○丁目○番○号
○○市
市長 ○○ ○○

② 乙 ○○県○○市○丁目○番○号
××株式会社
代表取締役 ×× ××

【記載の必須項目】

- ① 地方公共団体の名称
 - ・充電設備を管轄する地方公共団体名称の記載
- ② 指定管理者の名称
 - ・申請者名の記載
- ③ 作成日:契約日
 - ・契約書の作成日および2者間で契約した日付の記載
- ④ 設置場所名称
 - ・申請で入力した設置場所名称の記載
- ⑤ 契約期間
 - ・契約期間の記載